

県職交渉（5月交渉②）概要

- 1 日 時 令和6年5月8日（水）
- 2 場 所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議 題 増減要素、特殊勤務手当条例の改正

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
増減要素	○来年度の事業量はどうか。	○減要素は、業務の終了等で合計▲21 程度。増要素については+24 程度とし、これに加え、さらに両立支援への対応で+5として、事業増減全体で+8 程度を見込んでいる。 ○さらに、現在フルタイムの再任用職員のうち、来年度短時間の再任用に移行を希望する職員等として、これまでの実績を基に 8 程度を見込んでいる。
特殊勤務手当条例の改正	○局から質問は来ているか。 ○能登半島地震に係る派遣者への追給については、対象者に丁寧に説明し、対象者の負担にならないよう進めてくれ。 ○追給については、退職した者も対象になるのか。	○特段聞いていない。 ○はい。 ○はい。